

企業会計基準公開草案第 69 号（企業会計基準第 24 号の改正案）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」の公表に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

★質問 1（開示目的に関する質問）

・基本的に同意する。

・ただし、4-4 の「重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる」には同意しない。何故なら、我が国の会計基準の一連の寛恕規定・緩和規定が悪用される恐れがあり、透明度を低下させることに繋がるからである。近年、会計を巡る不祥事が頻発しており、従前の「性善説」で制度設計を行うことは限界に達していると考えられる。

システム監査の実情を鑑みると、ERP システムの普及により、上場企業の多くは高性能の会計システムを保有しており、詳細なデータは把握できているので、システムの設計の精緻化により、従来では煩雑であったデータの開示も以前よりは容易になっているため、極力、こうした寛恕規定・緩和規定は排除されるべきである。

※IFRS では寛恕規定・緩和規定は我が国の基準に比べて僅少であり、連結財務諸表を IFRS で開示している企業の場合は、寛恕規定・緩和規定は殆ど活用することはない。

こうした寛恕規定・緩和規定が、いわゆる「蟻の一穴」となり、本来の透明性の確保という目的を没却する結果となっては本末転倒である。

・「注記の省略」を認める場合は、次のことが必要である。

(1)「重要性が乏しい」とみなすための定量的基準を、会計監査人（監査法人等）に任せるのではなく、本基準で定める（業種別に数値が異なっても可）。

(2)省略した場合は、その旨を記載し、かつ、重要性が乏しいと判断した理由を記載することを義務付ける。

★質問 2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）

・改正案に全面的に同意する。

・特に、44-5 の「業界の実務慣行とされる会計処理方法」については、第一次産業や特殊法人などで多数見られる事象である。これについては、開示書類において、その「業界の実務慣行とされる会計処理方法」について、投資家等に説明する記載を義務付けるべきである。

★質問 3（企業会計原則注解（注 1・2）の定め引継ぎに関する質問）

・基本的に同意する。

・ただし、「重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる」には同意しない。何故なら、我が国の会計基準の一連の寛恕規定・緩和規定が悪用される恐れがあり、透明度を低下させることに繋がるからである。近年、会計を巡る不祥事が頻発しており、従前の「性善説」で制度設計を行うことは限界に達していると考えられる。

システム監査の実情を鑑みると、ERP システムの普及により、上場企業の多くは高性能の会計システムを保有しており、詳細なデータは把握できているので、システムの設計の精緻化により、従来では煩雑であったデータの開示も以前よりは容易になっているため、極力、こうした寛恕規定・緩和規定は排除されるべきである。

※IFRS では寛恕規定・緩和規定は我が国の基準に比べて僅少であり、連結財務諸表を IFRS で開示している企業の場合は、寛恕規定・緩和規定は殆ど活用することはない。

こうした寛恕規定・緩和規定が、いわゆる「蟻の一穴」となり、本来の透明性の確保という目的を没却する結果となっては本末転倒である。

・「注記の省略」を認める場合は、次のことが必要である。

(1)「重要性が乏しい」とみなすための定量的基準を、会計監査人（監査法人等）に任せるのではなく、本基準で定める（業種別に数値が異なっても可）。

(2)省略した場合は、その旨を記載し、かつ、重要性が乏しいと判断した理由を記載することを義務付ける。

★質問 4（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 4-1）適用時期に関する質問

・全面的に同意する。

（質問 4-2）経過措置に関する質問

・全面的に同意する。

★質問 5（その他）

・基準のタイトルについて、「会計方針の開示」と明示したことについて、高く評価する。システム監査の立場からすると、基幹システム設計者にとって、ユーザ企業の採用している「会計方針」を踏まえて設計することの重要性を再認識させる上で有効と考えられるか

らである。

⇒「公認会計士」と「システム監査」の両方の資格を有する人は、我が国では非常に希少であり、システムの基本設計段階において、会計方針や会計基準に関する十分な知識が不足しているケースも見聞するところである。このように表題の持つ効果は、会計の専門家以外にとっても非常に大きいものがある。

・第 71 項項には、企業会計基準第 2 号・第 6 号・第 12 号・第 17 号・第 21 号・第 22 号・第 25 号・第 26 号・第 27 号・第 28 号・第 29 号・第 30 号、企業会計基準適用指針第 4 号・第 9 号・第 14 号・第 19 号・第 24 号・第 25 号・第 26 号・第 28 号、及び、実務対応報告第 18 号・第 19 号・第 32 号についても、「会計方針の開示」と明示する旨の変更が示されているが、同様の理由で高く評価する。

(以上)